

一般放送視聴契約約款

株式会社クーレボ(以下「当社」という。)と、当社が提供する一般放送サービス(以下「本サービス」という。)の利用者との間に締結される契約(以下「視聴契約」という。)は、以下の条項によるものとする。

■第1章 総則

第1条(約款の適用)

この一般放送視聴契約約款(以下「本約款」という。)は、当社が提供する本サービスの利用に関し、適用されるものとする。

2. 当社は、視聴者の了承なく本約款を変更することができる。その場合、当社は、当社または所属提携サービス所定の方法により視聴者に通知し、視聴者は変更後の約款に従うものとする。

第2条(用語の定義)

本約款において使用する用語は、法令において使用する用語の例によるほか、次のものとする。

用語	用語の定義
一般放送サービス	放送法第126条第1項に基づき総務大臣の登録を受けて行う一般放送
本サービス	当社が提供する、高速通信ネットワーク回線を用いた一般放送サービスであって、当社と契約を締結した場合にのみ利用できるもの
視聴者	当社と視聴契約を締結した者
視聴申込者	当社に視聴契約の申込みをする者
受信装置	当社の指定する技術的基準に適合するデジタル受信機であって、本サービスの提供を受けるのに必要となるもの
電気通信事業者	電気通信事業法(昭和59年12月25日法律第86号)に基づいて電気通信事業を営む事業者
利用電気通信回線	当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線
提携サービス	本サービスの提供に関して、当社の代理人として、視聴者との間における契約申込みの受付及びその他の諸手続等を実施する契約を結んだサービス

■第2章 契約

第3条(サービスの提供)

当社は、視聴者に対し、当社の定める業務区域内で本サービスの提供を行う。

第4条(視聴契約の単位)

視聴契約は、視聴申込者が契約している利用電気通信回線に係る1の契約ごとに1つ締結できるものとする。

2 視聴契約の申込みは、個人に限るものとする。

第5条(視聴契約の成立)

視聴契約の申込みにあたって、視聴申込者は、所定の方法(以下「視聴申込書」という。)により、提携サービス(以下「所属提携サービス」という。)を経由して申込みを行うものとする。その際、視聴申込者は別表第2号に示す利用期間を選択する。

2 視聴契約は、視聴申込者が前項に従って申込を行い、当社又は所属提携サービスがその内容を確認した時点で成立する。なお、当社および提携サービスは、視聴申込者が当該申込にあたって当社および提携サービスに対して提供した事項に従って本サービスを提供することによって免責されるものとし、これと異なる事項については責任を負わないものとする。

3 本サービスへの利用を希望する人が成年被後見人である場合は、視聴契約の申込みの手続は成年被後見人が視聴契約当事者として行うものとし、本サービスへの利用を希望する人が未成年、被保佐人又は被補助人のいずれかである場合には、視聴契約の申込みにあたって法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得なければならない。申込みの際に法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得たことを証明する書類を当社に提出しなければならない。

4 次の各号に掲げる場合においては、視聴契約は成立しないものとする。

- (1) 視聴申込者の利用予定地が当社の定める業務区域外であるか、又は、その他技術条件から本サービスを提供できないことが想定される場合
- (2) 視聴申込者が利用電気通信回線を利用していないか又は利用しなくなることが明白である場合
- (3) 視聴申込者が利用電気通信回線を利用しているが、何らかの理由で事業者より請求行為がなされていない場合
- (4) 最低視聴年齢を定めて提供される本サービスに係る視聴契約の申込みにあたって、視聴申込者が当該最低視聴年齢以

- 上であることを証明する書類を提出しない場合又は視聴申込者が当該最低視聴年齢に満たない場合
- (5) 視聴申込者が未成年者等であって、視聴契約の申込みにあたり、法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (6) 視聴契約申込みの際の申告事項に虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあった場合
 - (7) 視聴契約申込みの時点で、視聴契約の違反等により本サービスの停止処分中であり、又は過去に視聴契約の違反等で停止処分を受け、又は視聴契約を解除されたことが判明した場合
 - (8) 視聴申込者が視聴契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (9) 視聴申込者が著作権及び著作隣接権を侵害するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (10) その他視聴申込者が視聴契約に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (11) 視聴申込者が本サービスを法令に違反する目的で利用し又は利用するおそれがあると認められる場合
 - (12) その他視聴契約の申込みを承諾することが、技術上又は当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

第6条(契約事項の変更等)

視聴申し込みの際に届け出たオプション契約を変更したい場合には、視聴者は、当社または所属提携サービスの指定する方法に従って、所属提携サービスを經由して当社に変更を通知するものとする。その際、視聴者は、本サービスの利用の対価として、別表第9号に規定する変更に応ずる場合、その変更手数料を当社または所属提携サービスに支払うものとする。

2 当社は、前項の変更申し込みを承諾した場合は、変更を承諾した月の翌月の初日からの本サービスの利用について、変更された事項を適用する。

3 前各項の届出がなかったことで、視聴者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとする。

第7条(住所の変更)

視聴者は、住所を移転する場合、移転先の住所、電話番号等を、当社または所属提携サービスの定める方法により申し出るものとする。

2 前項により視聴者が申し出た移転後の本サービスの利用地が当社の定める業務区域外であるか、又は、その他技術条件から当社がかかる視聴者に対して本サービスの提供ができないと判断した場合、当該視聴者は、本約款に従い解約手続きをとることができるものとする。

■第3章 一般放送利用放送の提供

第8条(当社が提供するサービス)

当社は、送信設備の故障その他のやむを得ない事情がある場合を除き、別表第1号に規定する本サービスを提供する。

2 当社が提供する本サービスの内容は別表第1号のとおりとする。

3 当社は、本サービスの内容及び放送時間を原則として画面によりお知らせする。但し、当社は、お知らせした内容を変更することができるものとする。なお、変更によって視聴者に何らかの損害があったとしても賠償には応じないものとする。

4 別表第6号に定めるコースのサービス内容は変更される場合や、コースに含まれているチャンネルサービスが終了する場合がある。かかる場合、当社及び当該チャンネルサービスに係る放送法第2条に定める放送事業者(地上デジタル放送事業者を含みます。)は、当社以外が提供する当該チャンネルサービスと同等の放送番組(放送法第2条に定める放送事業者の地上デジタル放送などのテレビジョン放送を含みます。)の視聴が可能となるように設置するアンテナ又はケーブル等の代替手段(以下、「代替手段」といいます。)の提供義務を負わないものとし、また、これにより生じる損害(視聴者または第三者が代替手段を用意したときは、その代替手段に係る費用を含みます。)の賠償には応じないものとする。

第9条(最低視聴年齢を定めて提供される番組)

最低視聴年齢を定めて提供される番組に係る視聴契約の申込みにあたっては、視聴申込者が当該最低視聴年齢以上であることを証明する書類を、申込みの際に当社もしくは所属提携サービスの指定する方法に従って、所属提携サービスを經由して当社に提出するものとし、この提出なしでは視聴契約は成立しないものとする。但し、視聴者および視聴者と同一世帯には最低年齢以上の者のみが居住していることが判明している場合はこの限りでは無い。

2 視聴者は、最低視聴年齢を定めて提供される本サービスを視聴する場合には、視聴者の同一世帯において、最低視聴年齢以上である視聴者のみが知りうる暗証番号を事前に登録し、視聴するごとに事前に登録した暗証番号を入力しなければならない。

3 視聴者は、暗証番号を厳格に管理するものとし、管理の欠落に起因する視聴者またはその関係者の不利益については、当社は、一切の責任を負わないものとする。

第10条(受信装置)

受信装置の設置場所は、個人宅のみとし、事業所、店舗、休憩所へ設置すること又はその他不特定若しくは多数が視聴でき

るように受信装置を設置することは禁止する。

2 視聴者は、所属提携サービスからレンタルされた受信装置を、自己の責任で設置、維持、管理し、これにより本サービスの提供を受けるものとする。

3 受信装置のレンタルについては、所属提携サービスの定める規約が適用されるものとする。

第 11 条(サービスの一時的な中断)

視聴者は、視聴障害があった場合は、受信装置に故障がないことを確認した後、速やかに所属提携サービスが指定したサポートセンターに連絡するものとする。この場合、当社は速やかにサービス状況を調査し、当社の放送設備に何らかの異常あったときは、必要な措置を講じるものとする。なお、異常の原因が視聴者による場合は、その修復に要する費用は視聴者の負担とする。

2 当社は以下のいずれかの事由が生じた場合には、視聴者に事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断することができる。

(1) 本サービス用設備等の保守を緊急に行う場合

(2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合

(3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスが提供できなくなった場合

(4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争闘等により本サービスの提供ができなくなった場合

(5) 電気通信事業者が自社のシステム保守を緊急に行う場合、又は電気通信事業者の電気通信設備等の障害が生じた場合

(6) 所属提携サービスが自社のシステム保守を緊急に行う場合又は障害が生じた場合

(7) その他、運用上又は技術上当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

3 当社は、本条第2項各号のいずれか、又はその他の事由により本サービスの提供に遅延又は中断が発生し、これに起因して視聴者又は第三者が損害を被った場合であっても、本約款で特に定める場合を除き、当社は一切責任を負わないものとする。

■第4章 料金

第 12 条(料金及び支払い)

視聴者は、本サービスの利用の対価として、別表第 6 号に規定する利用料金を当社または所属提携サービスに支払うものとする。

2 本サービスの料金について、本規約に別段の定めがある場合を除いて別表第 3 号の定めに従い視聴者は料金を支払うものとする。

3 視聴者により既に支払われた利用料金(以下「前払利用料金」といいます。)は、本約款に特に定める場合を除き、払い戻しされないものとする。

4 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、総務大臣へ届け出て利用料金を改定することがある。この場合、当社は視聴者に対し、改定された料金を適用日の1ヶ月前までに視聴者に通知するものとする。

5 前項の場合においては、視聴者により既に支払われた有料放送料金(以下、「前払い有料放送料金」という)があり、且つ視聴者が改訂前の前払い有料放送料金の期間内での継続を希望した場合、前払い有料放送料金を期間内での継続ができる。また、視聴者が改訂された料金に変更する場合、改訂された料金との過不足がある場合、改訂料金適用日を含む月に精算する。ただし、料金値下げの場合であって、視聴者から申出がないときは、前払い有料放送料金の余剰は、次回以降の有料放送料金の支払いに充当するものとする。

6 当社は、視聴者の責に帰さない事由により、本サービスを月のうち半分以上提供しなかった場合においては、本サービスに係る当該月分の利用料金を請求しない。

第 13 条(支払方法)

視聴者は、月額利用料金および契約料金に係る債権について、当社がその所属提携サービスに対して譲渡することを承認するものとする。この場合、当社およびその所属提携サービスは、視聴者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとする。

2 前項に基づき、当社は、視聴者に対する利用料金債権を所属提携サービスに全額譲渡を行い、視聴者は利用料金を所属提携サービスに対して支払うものとする。

3 利用料金の支払時期及び支払い方法は、視聴者が利用する所属提携サービスが定める方法によるものとする。

第 14 条(遅延利息)

視聴者が、利用料金の支払いその他の債務に関し、支払期日より支払いを遅延した場合には、当社は支払期日の翌日から

起算して実際に支払われた日の前日までの期間について年 14.6%の割合で算定した額を、延滞利息として、当社の定めるところにより請求するものとする。

■第5章 契約の終了等

第15条(視聴者が行う契約の解約)

本サービス視聴者が行う契約の解約について、本規約に別段の定めがある場合を除いて別表第4号の定めに従うものとする。

2 前項の場合においては、その利用中に生じた視聴者の債務は、視聴契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとする。

3 契約者は、第12条の規定による本サービスにかかわる全ての利用料金を、当該解約の承認を受けた日の属する月までに精算するものとする。

4 本条第1項に基づき視聴者が視聴契約の解約を行った場合、当社は前払利用料金を払い戻ししない。

5 本条第1項に基づき視聴者が視聴契約を解約し、再度当社と視聴契約を締結する場合は、解約前に本サービスを利用した料金を精算していることを条件とする。

6 本条第1項に基づき視聴者が視聴契約を解約し、再度当社と視聴契約を締結する場合においては、新たな契約として扱うものとする。

第16条(視聴者の希望によるサービスの一時停止及び再開)

視聴者は、契約期間中であっても、別表第5号の条件に合致する場合、当社もしくは所属提携サービスに対しサービスの提供の一時停止を当社または所属提携サービスの定める文書により申し出ることができる。その場合、一時停止中期間および料金その他の定めは別表第5号に従うものとする。

2 視聴者は、第1項により一時停止されたサービスの提供の再開を当社もしくは所属提携サービスに文書で申し出ることができる。その場合、サービス再開の料金その他の定めは別表第5号に従うものとする。

第17条(一定の事由の発生による解除)

当社は、視聴者が次号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、当該視聴者との視聴契約を解除することができるものとする。

(1) 視聴者が利用電気通信回線の利用契約を解約した場合

(2) 視聴者が第5条5項に定める事由の一に該当するにいたった場合、または該当することが判明した場合

第18条(本サービスの提供の中止、解除、終了)

当社は、視聴者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、当該視聴者に対する本サービスの提供を停止することがある。

(1) 視聴申込み等に関して、当社に虚偽の事項を申告したことが判明した場合

(2) 視聴者が本約款上支払うべき金員の支払いを怠った場合その他本約款に違反した場合

(3) 視聴者が本サービスを法令に反する目的で利用し又は利用するおそれがあるものと認められる場合

(4) 破産又は民事再生手続開始の申し立てがあった場合又は視聴者が成年後見開始の審判、補佐開始の審判若しくは補助開始の審判を受けた場合

(5) 視聴者が利用電気通信回線に係る契約を解除される等の理由により、本サービスを利用することができなくなった場合

(6) 電話、ファックス、電子メール等による連絡が取れない状況が継続する場合

(7) 視聴者に発送した郵便物が当社又は所属提携サービスに返送された場合

(8) 上記各号のほか、当社が緊急性が高いと認めた場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間又は停止を解除する条件を当社の定める方法により当該視聴者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

3 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止を受けた視聴者が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なお、その事由が解消されない場合には、当社の定める方法により通知することにより、視聴契約を解除できるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、視聴者に対し催告することなしに視聴契約を解除できるものとする。

4 前項により視聴契約が解除された場合、視聴者は本サービスの利用にかかる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を当社に対して一括して直ちに支払うものとする。

5 前項に基づき契約を解除された者が、再度視聴を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要である。当社が、再視聴を認めるときは、新たな視聴契約を締結するものとする。

6 次の各号の事由により本サービスの提供が不可能な事態が生じた場合においては、視聴契約は直ちに終了するものとする。

- (1) 当社の放送設備に回復不能の障害が生じた場合
 - (2) 当社の視聴管理設備に回復不能の障害が生じた場合
 - (3) 本サービス利用中、通信回線が何らかの理由で本サービスの提供条件を満たさなくなった場合
 - (4) その他当社が本サービスを提供することが客観的に不可能な事由が生じた場合
- 7 前項に基づき契約が終了した場合においては、当社は、当該月分の利用料を徴収しない。

第 19 条(禁止事項)

視聴者は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利用電気通信回線及び当社が提供した受信装置によらない本サービスの利用
 - (2) 本サービスに係る著作権又は著作隣接権その他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
 - (3) 本サービスにより利用する情報の修正、翻案、変更、改ざん、切除、翻訳、その他の改変行為
 - (4) 視聴者若しくは第三者の設備等又は本サービス用設備の利用又は運営に支障を与える行為及び支障を与えるおそれのある行為
 - (5) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
 - (6) その他本サービスを用いた法令又は公序良俗に反する行為
 - (7) 当社又は第三者に不利益又は損害を与える行為及びそのおそれのある行為
- 2 視聴者が前各号に違反して当社、所属提携サービス、当社が指定する電気通信事業者又はその他の第三者に損害を与えた場合においては、視聴者はその損害を賠償するものとする。

第 20 条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合については、損害賠償の責を負わない。

- (1) 天災、事変及びその他天変地異に起因する視聴障害
- (2) 当社の責に帰さない事由により生じた本サービスの停止
- (3) 利用電気通信回線の技術的な要件による視聴障害
- (4) 所属提携サービスの技術的な要件による視聴障害
- (5) 本サービスを当社が推奨する環境以外の方法で利用したことによる視聴障害
- (6) 受信装置に起因する異常
- (7) 視聴者、若しくは、視聴者及び当社以外の第三者の行為に起因する異常

■第6章 視聴者個人情報の保護

第 21 条(個人情報等の保護)

視聴者は、当社が個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた上で、所属提携サービスを經由して視聴者から氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢等の視聴者の個人情報(当社が本サービスの提供に関連して知りえた視聴者個人に関する情報であって、視聴者個人を識別する情報を言う。以下「視聴者個人情報」という。)を取得することを承諾するものとする。なお、当社は、個人情報の具体的取得方法は所属提携サービスに委託するものとする。

2 当社は、視聴者個人情報を、次の各号の場合を除き本人以外の第三者に開示又は漏洩しないものとし、かつ本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとする。

- (1) 本サービスの向上を目的とした視聴者調査を行う場合
- (2) 個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先又は提携先に対し、必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
- (3) 番組供給事業者等に、プロモーション活動、マーケティング調査等に関連して個人情報を提供する場合
- (4) サービス向上等の目的で個人情報を集計及び分析等する場合
- (5) 前号の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別又は特定できない態様にて第三者に開示又は提供する場合
- (6) その他任意に視聴者の同意を得たうえで(画面上、提供先や利用目的等を明示し、視聴者が拒絶する機会を設けることを含む。)個人情報を開示又は利用する場合
- (7) 裁判官の発付する礼状により強制処分をして捜索・押収等がなされる場合、法律上の照会権限を有する公的機関から照会(刑事訴訟法第 197 条第 2 項等)がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合
- (8) 人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- (9) 法令の規定により提供が認められている場合その他公共の利益のために必要がある場合

3 当社は、前項各号に規定する場合のほか、プロモーション活動、マーケティング調査等を目的として、視聴者個人情報を使用することができるものとする。

4 当社は、本サービス又は当社の業務提携先等第三者の商品、サービス等の広告、宣伝、案内等を電子メール又は郵送にて送付する目的で、個人情報を利用することができるものとする。この場合、視聴者は、当社所定の方法にて、所属提携サー

ピサ経由で当社に届け出ることにより、これらのための利用を中止させたり、再開させたりすることができるものとする。

5 当社は、視聴者の本サービスの利用にかかわる債権債務の特定、支払及び回収に必要な場合には、必要な範囲でクレジット会社、金融機関又は取引先等に個人情報を開示できるものとする。

第 22 条(視聴者個人情報の本人への開示等)

視聴者は、所属提携サービス経由で当社に対し、自己に関する視聴者個人情報の開示及び誤った情報の訂正又は削除を請求することができる。

第 23 条(視聴者個人情報の消去)

当社は、別表第 7 号に規定する保持期間を超えた視聴者個人情報については、遅滞なく消去する。

■第7章 その他

第 24 条(当社からの通知)

視聴放送契約に関する当社からの通知は、特段の記載のない限り所属提携サービス経由で行うものとする。

第 25 条(権利の譲渡)

視聴者は、視聴契約上の権利、義務その他視聴契約上の地位の全部又は一部について譲渡、貸入れ、賃貸その他の処分をすることはできないものとする。

2 視聴者の視聴契約上の地位は相続によっては承継されないものとする。

第 26 条(業務の委託)

当社は、本約款に基づく当社の業務の一部を第三者に委託して行わせることができる。

第 27 条(契約義務違反)

視聴者が本約款に違反し、又は本サービスの利用に伴う故意若しくは過失により、当社又は第三者に対して損害を与えた場合、視聴者は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとする。

第 27 条(準拠法及び管轄)

本約款の準拠法は日本法とし、本約款に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

■別表第1号(第8条当社が提供するサービス関係)

(1) サービス名称及び概要

サービス名	概要
ブラジルコース	当社指定の IPTV チャンネル(含む、一般放送サービス)および当社指定の通信サービスをマルチキャスト方式で視聴できる割引パッケージサービス
ミュージックバードコース	当社指定の音楽放送チャンネルを当社指定の受信再生機器によりマルチキャスト方式で視聴できるサービス

※1:所属サービスにより、サービス可能コースに制限がある。

(2) 有料放送時間

全ての放送時間

(3) 放送時間

1日12時間以上

(4) 料金

別表第6号による

■別表第2号(第5条視聴契約の成立関係)

視聴申込者は、申込みの際に別表第8号に示す利用期間を選択するものとし、選択した期間内継続利用することを承諾したこととする(以下、「申込期間」という)。

なお、別表第8号に記載する利用可能期間内にて別表第4号に記載する解約受付日の締め切り日までに継続利用の停止の申込がない場合、既契約サービスと同様の内容にて1ヶ月間継続利用となる。

■別表第3号(第12条料金及び支払い関係)

サービス名	料金支払い
ブラジルコース	<p>視聴者は、本サービスの提供を受け始める前に、1ヶ月分の月額利用料金と機器利用料、および事務手数料 980 円(消費税別)を支払うものとする。</p> <p>本サービスの残り期間は毎月精算とし、視聴者は対象月の1日までに視聴料金と機器利用料を別途定める方法により支払うものとする。</p> <p>ただし、視聴者は本サービスを受け始めた月を1とし1ヶ月は月額利用料金および機器利用料は無料とする。なお、有料サービスの開始は別表第8号に記す通り。</p> <p>視聴者が別表第2号に示す継続利用をする場合、当社または提携サービスは継続利用当月の1日までに継続期間の視聴料金と継続前の未精算オプション料金を一括請求し、別途定める方法により視聴者は支払うものとする。ただし、視聴者と提携サービスの間でクレジットカードによる支払が同意できた場合、サービス料の視聴者への請求日は各クレジットカード会社の定めによる。</p>
ミュージックバードコース	<p>サービス利用者は、本サービスの提供を受け始める前に、加入料 28,000 円(消費税別)と工事費 20,000 円(消費税別)を支払うものとする。</p> <p>視聴者は、受信装置の設置を行い当社サービスが開始された日の属する月の翌月(以下「課金開始月」という。)から契約の終了した月まで、加入申込書に定めた当社サービスの利用料を当社が指定する支払期日および支払方法により当社又は代行機関に支払うものとする。なお、有料サービスの開始は別表第8号に記す通り。</p>

■別表第4号(第15条視聴者が行う解約関係)

サービス名	解約条件
ブラジルコース	①解約申し込み可能となる日: 契約日を含む月の翌月以降 ②解約申し込みの方法: 当社または所属提携サービスの定める文書による通知方法により所属提携サービス経由で当社に通知 ③解約受付完了日: 当社または所属提携サービスが解約申し込みを受理した日とする。但し、毎月25日を×日とし、これを過ぎた場合翌月1日扱いとする。 ④解約日: 解約受付完了日を含む月末とする。 ⑤解約不可な期間: 契約日を含む月を1とし1ヶ月間は解約不可とする。 ⑥払い戻し: 視聴契約の解約を行った場合、当社は前払利用料金を払い戻ししない
ミュージックバードコース	① 解約申し込み可能となる日: 随時 (2ヶ月後の解約成立、違約金あり) ② 解約申し込みの方法: 解約を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の書式による文書によって当社に通知するものとします。 ③ 解約受付完了日: 当社が所定の書式による文書により解約申し込みを受理した日とする。但し、毎月末日を×日とし、これを過ぎた場合、翌月の受理とする。 ④ 解約日: 当社が承諾した日が属する月の月末に本サービスの契約を解約 ⑤ 解約不可な期間: なし。2年間の契約期間中の場合、違約金あり ⑥ 払い戻し: 契約の解約を行った場合、当社は前払利用料金を払い戻ししない ⑦ 違約金: 加入者は、有効期間の残期間に相当する額を違約金として支払うものとしません。前払いしている場合、加入者に返金いたしません。

■別表第5号(第16条視聴者の希望によるサービスの一時停止及び再開)

サービス名	サービス一時停止および再開の条件
ミュージックバードコース	(1) 当社は、以下の各号により加入者の求めに応じて、加入者への当社サービスの提供を一時休止します。 ① 当社所定の方法で一時提供休止を、休止を希望する月の前々月末日までに、当社または代行機関に通知すること。 ② 一時提供休止の開始日がいずれかの月の初日であり、一時提供休止の終了日がいずれかの月の末日であること。 ③ 一時提供休止の期間が6カ月を超えない月単位であり、期間を定めていること。 ④ 別紙に定める一時提供休止手数料を支払うこと。 (2) 加入者は、一時提供休止を終了し当社サービスの提供再開を希望する場合、または一時提供休止期間の延長を希望する場合、当社所定の方法で当社または代行機関に通知するものとします。なお、当社は休止期間の延長を受諾しない場合があります。 (3) 当社は、一時提供休止を開始した月から提供を再開した月の前月までの利用料を加入者に請求しません。 (4) 加入者が前項の利用料を請求しない期間に相当する利用料を前払いしている場合、当社は当該前払い利用料を提供再開後の利用料に充当するものとし、加入者への返還はいたしません。 (5) 第2項のよる一時提供休止期間の延長もしくは、再開後の再休止により初めの一時提供休止開始月から12ヶ月以内に、累積した休止期間が6カ月を超えた場合、当社は当社サービスの提供を再開し、再開月からの利用料を加入者に請求します。 (6) 加入者は、一時提供休止期間中も受信装置管理義務を負います。
	サービス一時停止および再開の対象外

※下記のサービスでは一時停止および再開の対象外となります。

・ブラジルコース

■別表第6号 (月額利用料金(月額))

	料金の内容	支払いを要する利用者	料金 (月額/消費税別)
基本コース1	ブラジルコース	ブラジルコース視聴者	2800 円※1
	オプション①Globo		① 4000 円
	オプション②PFC		② 2000 円
基本コース2	ミュージックバードコース オプション①MCAN	ミュージックバード聴取者	4500 円 ① 1,000 円※2

※1)ブラジルコースは別途機器利用料(500 円/月:消費税別)が必要です。

※2)MCAN 登録料(10000 円/消費税別)が別途必要です。

※3)提携サービスによって申し込み可能なコースに制限がございます。

■別表第7号 (情報の保持期間)

種 類	保 持 期 間
視聴申し込みの際に届け出た情報	全ての契約終了後5年以内
視聴申込書記載事項の電子情報	全ての契約終了後5年以内
その他	全ての契約終了後5年以内

■別表第8号 (申込期間)

種 類	利用可能期間
基本コース1:ブラジルコース	
1ヶ月間利用	視聴者および当社(または当社提携サービス)が受信装置を利用し初期設定(鍵認証)した日を含む月の翌月から1ヶ月間。以降1ヶ月単位
基本コース2:ミュージックバードコース	
2年間利用	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用期間:当社が加入申込書を承諾した加入契約が成立した日より、受信装置が設置されて、本サービスの利用が可能となった日の翌月1日より2年を経過した月末日まで ・利用期間の単位:2年間 ・最大利用可能期間:有効期間の満了する日の1ヶ月前までに加入者または当社から更新しない旨の文章による。意思表示がない場合、受信契約は..同一条件で更に2年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

※ブラジルコースは視聴者と当社(含む提携サービス)が受信装置を利用し初期設定(鍵認証)をした日を含む月の翌月から有料サービス開始日とする。

■別表第9号 (変更手数料)

種 類	変更手数料(消費税別)
ミュージックバードコース	
①契約内容変更	①5000 円/回
②受信装置交換(※加入者の都合による)	②20000 円/回
③一時提供休止	③500 円
④契約継承	④1000 円/回
⑤MCAN 配信料	⑤300 円/回

(2008 年 5 月 12 日改訂)

(2008年10月16日改訂)
(2009年2月23日改訂)
(2009年6月1日改訂)
(2009年9月1日改訂)
(2009年12月24日改訂)
(2010年2月19日改訂)
(2011年7月12日改訂)
(2015年2月25日改訂)

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとする。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとする。